平成２３年（フ）第６９３号
福岡県中間市大根土２番302号
債務者　小山　寛之
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８７６号
北九州市小倉北区今町１丁目４番９―406号
債務者　栁田奈緒美
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９０５号
北九州市小倉北区砂津１丁目９番17号
債務者　神田　真司
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９２０号
北九州市小倉北区下富野４丁目10番29号　富野荘２Ｆ６号
債務者　岡山　千穂
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９２４号
北九州市八幡西区浅川台２丁目20番10号　鍬崎方
債務者　小坂　直也（旧姓鶴留）
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９３６号
福岡県中間市朝霧１丁目７番10号
債務者　岸本喜美子（旧姓森川・奥泉）
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９３７号
北九州市八幡西区陣山２丁目１番３号
債務者　吉野　淳子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９５５号
福岡県遠賀郡水巻町二西３丁目６番404号
債務者　松本　美華（旧姓藤川・水田）
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１８２号
青森県三戸郡三戸町大字梅内字舘119番地
債務者　越後　イヨ
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第３８４号
青森市大字新城字山田587番地119
債務者　三浦　睦子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８９号
青森県むつ市大畑町本町80番地18
債務者　石田　史子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４０１号
青森県上北郡東北町字空久保37番地１
債務者　洞内久美子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４０４号
埼玉県鴻巣市箕田4170―１　レオパレス成塚205号、住民票上の住所青森市自由ケ丘１丁目14番地９
債務者　楠美　幸一
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２３号
青森県つがる市木造越水長谷川64―１、住民票上の住所青森県つがる市木造越水稲村18番地１
債務者　高橋　隆備
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１２９号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸134番地１　鳴戸団地Ｂ17―３号
債務者　工藤　　都
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１３１号
青森県五所川原市大字吹畑字藤巻55―１　やまと運転代行社事務所内、住民票上の住所青森県つがる市富萢町屏風山１番地1159
債務者　松橋　史晃
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第４５９号
沖縄県中頭郡西原町字上原190―１スリークロック３―Ｄ、住民票上の住所沖縄県中頭郡西原町字兼久１番地
債務者　兼城　要人
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部